

21日獣発第254号  
平成22年2月12日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会  
会長 山根 義久  
(公印及び契印の押印は省略)

### 飼料添加物デストマイシンAの指定の取り消し等

このことについて、平成22年2月4日付け21消安第11437号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添写しのとおり通知があったので、貴会関係者に周知方お願いします。

このたびの通知は、飼料添加物であるデストマイシンAが、既に製造及び販売が行われておらず、今後とも製造の見込みがないことから、農業資材審議会において、飼料添加物としての指定を取り消すとともに、成分規格等を削除することが適当と判断されたことを受け、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等を平成22年2月4日に公布、同日施行し、所要の改正を行ったので、飼料製造業者及び飼料添加物製造業者等に対し、デストマイシンAを含む飼料及び飼料添加物の製造、輸入、販売、使用等が行われることのないよう十分指導されるよう、都道府県知事あて周知徹底を求めたものです。

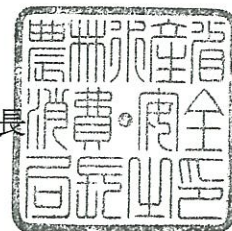
(注) 本件内容の問い合わせは、駒田事務局主任までお願いします。



21消安第11437号  
平成22年2月4日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する  
省令等の施行について

このことについて、別添のとおり通知したので、御了知の上、貴会傘下の会  
員に対する周知徹底につき御協力をお願いする。



21消安第11437号

平成22年2月4日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する  
省令等の施行について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成22年農林水産省令第9号。以下「改正省令」という。）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成22年農林水産省令第10号。以下「改正規則」という。）及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件の一部を改正する件（平成22年2月4日農林水産省告示第270号。以下「改正告示」という。）が平成22年2月4日付けで公布及び告示され、同日付けで施行されました。

本改正内容について、下記事項に留意の上、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

## 記

### 第1 改正の要旨

飼料添加物であるデストマイシンAは、既に製造及び販売が行われておらず、今後とも製造等の見込みがないことから、農業資材審議会において飼料添加物の見直しを行った。この結果、デストマイシンAについては、飼料添加物としての指定を取り消すとともに、成分規格等を削除することが適当とされた。このため、関係告示及び省令について所要の改正を行うこととした。

#### 1 改正告示関係

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項の規定に基づくデストマイシンAの飼料添加物としての指定を取り消した。

## 2 改正省令関係

- (1) 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。）別表第1の1の(1)のウの表及び同(2)のウの表の第2欄からデストマイシンAに係る部分を削除した。（別表第1の1）
- (2) 成分規格等省令別表第2の6の(13)からデストマイシンAに係る部分を削除した。（別表第2の6）
- (3) デストマイシンA及びその製剤の成分規格等を削除した。（別表第2の8）

## 3 改正規則関係

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則」（昭和51年農林省令第36号）に定める特定飼料等の種類からデストマイシンAを削除した。

## 第2 改正に伴う留意事項

デストマイシンAは、飼料添加物としての指定が取り消されたことから、今後は成分規格等省令別表第1の1の(1)のアの規定に基づき、これを含む飼料の製造、輸入、販売、使用等が禁止される。このため、飼料製造業者等に対し、デストマイシンAを含む飼料の製造等が行われることのないよう十分指導されたい。

また、飼料添加物製造業者等に対し、今後は飼料添加物としての製造、輸入、販売、使用等が行われることのないよう十分指導されたい。

## 第3 施行期日

改正省令及び改正告示は、公布の日（平成22年2月4日）から施行する。

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令新旧対照条文

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年七月二十四日農林省令第三十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後										改正前										
<p>別表第1（第1条関係）</p> <p>1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準</p> <p>(1) 飼料一般の成分規格</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 次の表に掲げる対象飼料が含むことができる飼料添加物の量は、同表に掲げるとおりとする。</p>										<p>別表第1（第1条関係）</p> <p>1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準</p> <p>(1) 飼料一般の成分規格</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 次の表に掲げる対象飼料が含むことができる飼料添加物の量は、同表に掲げるとおりとする。</p>										
対象飼料 飼料添加物名		鶏(ブロイラーを除く。)用	ブロイラー用		豚用		牛用			対象飼料 飼料添加物名		鶏(ブロイラーを除く。)用	ブロイラー用		豚用		牛用			
			幼すう用・中すう用	前期用	後期用	ほ乳期用	子豚期用	ほ乳期用	幼令期用				肥育期用	幼すう用・中すう用	前期用	後期用	ほ乳期用	子豚期用	ほ乳期用	幼令期用
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
注		1・2 (略)								注		1・2 (略)								
		エ〜チ (略)										エ〜チ (略)								
注		(2) 飼料一般の製造の方法の基準								注		(2) 飼料一般の製造の方法の基準								
		ア・イ (略)										ア・イ (略)								
注		ウ 次の表の同一欄内の2以上の飼料添加物は、同一飼料に用いてはならない。								注		ウ 次の表の同一欄内の2以上の飼料添加物は、同一飼料に用いてはならない。								
		(略)	(略)									(略)	(略)							
第2欄		クエン酸モランテル								第2欄		クエン酸モランテル、 <u>デストマイシンA</u>								

(略)	(略)
-----	-----

エ～ス (略)  
 (3)～(5) (略)  
 2～5 (略)

別表第2(第2条関係)

1～5 (略)  
 6 飼料添加物一般の試験法  
 (略)  
 (1)～(12) (略)  
 (13) 抗生物質の力価試験法  
 (略)  
 標準品及び常用標準品  
 (略)

標準品名	標準品の本質等	常用標準品名	常用標準品の 本質等
(略)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(略)	(略)	(略)	(略)

各抗菌性物質の定義

①～⑩ (略)

⑪～⑬ (略)

各抗菌性物質の力価の定義

①～⑩ (略)

(略)	(略)
-----	-----

エ～ス (略)  
 (3)～(5) (略)  
 2～5 (略)

別表第2(第2条関係)

1～5 (略)  
 6 飼料添加物一般の試験法  
 (略)  
 (1)～(12) (略)  
 (13) 抗生物質の力価試験法  
 (略)  
 標準品及び常用標準品  
 (略)

標準品名	標準品の本質等	常用標準品名	常用標準品の 本質等
(略)	(略)	(略)	(略)
標準デストマイシ ンA	デストマイシンA ( $C_{20}H_{37}N_3O_{13}$ )	常用標準デスト マイシンA	デストマイシ ンA
(略)	(略)	(略)	(略)

各抗菌性物質の定義

①～⑩ (略)

⑪ デストマイシンA

Streptomyces rimofaciensの培養によつて得られるデストマイ  
 シンA( $C_{20}H_{37}N_3O_{13}$ )を主成分とするもの又はその他の方法によ  
 つて得られるこれと同一の物質をいう。

⑫～⑬ (略)

各抗菌性物質の力価の定義

①～⑩ (略)

⑪ デストマイシンA

デストマイシンAの力価は、デストマイシンA( $C_{20}H_{37}N_3O_{13}$ )

⑪～⑬ (略)

菌液又は孢子液の調製 (略)

円筒寒天平板の調製 (略)

常用標準希釈液の調製  
(略)

常用標準品名	常用標準品の 秤取量	常用標準品の 予備乾燥 条件	希釈原液の 保存温度	希釈原液の 有効期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

試料液の調製 (略)

操作法 (略)

力価計算 (略)

(14)～(38) (略)

7 (略)

8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

(1)～(113) (略)

としての量を重量(力価)で示す。1 $\mu$ g(力価)は、標準デストマイ  
シンA 1 $\mu$ gに対応する。

⑭～⑯ (略)

菌液又は孢子液の調製 (略)

円筒寒天平板の調製 (略)

常用標準希釈液の調製  
(略)

常用標準品名	常用標準品の 秤取量	常用標準品の 予備乾燥 条件	希釈原液の 保存温度	希釈原液の 有効期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
常用標準デストマイシン A	約20mg(力 価)相当量 以上	0.67kPa以 下, 60°, 3 時間	15° 以下	30日
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

試料液の調製 (略)

操作法 (略)

力価計算 (略)

(14)～(38) (略)

7 (略)

8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

(1)～(113) (略)

(114) デストマイシンA

ア 製造用原体

(ア) 成分規格

力価 本品は、デストマイシンAの溶液であり、力価試験を行うと  
き、1mg中に300 $\mu$ g(力価)以上を含む。

性状 本品は、暗褐色の液で、特異なおいを有する。

確認試験

① 本品の水溶液(1 $\rightarrow$ 100) 1mLにアントロン試液 2mLを加える  
とき、液は青緑色を呈し、徐々に暗緑色に変わる。

② 本品の水溶液(1 $\rightarrow$ 100) 5mLにニンヒドリン試液 1滴を加え

て3分間加熱するとき、液は紫色を呈する。

純度試験

- ① pH 本品の水溶液(1→6)のpHは、9.5～11.5でなければならない。
- ② 比重 本品の比重  $d_4^{20}$  は、1.10～1.23でなければならない。
- ③ 溶状 本品0.10gをとり、水20mLを加えて混和するとき、その液は、淡黄褐色～淡褐色で澄明であり、沈殿物を認めてはならない。
- ④ 重金属 本品1.0gをとり、重金属試験法第2法により試験を行うとき、その量は鉛標準液2.0mLに対応する量以下でなければならない(20ppm以下)。
- ⑤ ヒ素 本品0.5gをとり、ヒ素試験法第3法により試験を行うとき、これに適合しなければならない(4ppm以下)。

蒸発残分 本品約1gを精密に量り、水浴上で蒸発乾固し、残留物を105°で5時間乾燥するとき、その量は50.0%以下でなければならない。

強熱残分 2.0%以下(5g)

力価試験

寒天平板 基層用培地及び種層用培地は、それぞれ3号培地を用いる。

試験菌 *Bacillus brevis* ATCC 8185を用いる。

常用標準希釈液の調製 常用標準品適量を精密に量り、4号緩衝液を加えて溶かし、1mL当たりの濃度が約1mg(力価)となるよう正確に一定容量とし、希釈原液とする。この原液適量を正確に量り、1mL当たりの濃度が80 $\mu$ g(力価)及び20 $\mu$ g(力価)となるよう4号緩衝液を加えて正確に希釈し、高濃度常用標準希釈液及び低濃度常用標準希釈液を調製する。

試料液の調製 本品適量を精密に量り、試料の10倍量以上の4号緩衝液を加えてかき混ぜ、1mL当たりの濃度(推定値)が約1mg(力価)となるよう正確に一定容量とし、試料原液とする。この原液適量を正確に量り、1mL当たりの濃度(推定値)が80 $\mu$ g(力価)及び20 $\mu$ g(力価)となるよう4号緩衝液を加えて正確に希釈し、高濃度試料液及び低濃度試料液を調製する。



(イ) 製造の方法の基準

Streptomyces rimofaciensのデストマイシンA生産菌株を好氣的に培養し、培養終了後、培養液のpHを調整して固形分をろ過し、ろ液中のデストマイシンAをイオン交換樹脂に吸着させ、アルカリ性水溶液で溶出し、濃縮して製造すること。

(ロ) 保存の方法の基準

遮光した気密容器に保存すること。

イ 製剤

(ア) 成分規格

本品は、「デストマイシンA」に米ぬか油かすを混和した粉末である。

力価 本品は、力価試験を行うとき、表示力価の85～125%を含む。

性状

① 本品は、淡黄褐色の粉末で、わずかに特異なおいを有する。

② 本品は、2.00mmの標準網ふるいを通過する。

③ 本品は、発かびを認めない。

確認試験 本品の表示力価に従い、デストマイシンA約50mg(力価)に対応する量を取り、水10mLを加えてよく混和した後、ろ過し、試料液とする。別に、常用標準デストマイシンA約5mg(力価)に対応する量を取り、水1mLを加えて溶かし、標準液とする。試料液及び標準液3μLずつを薄層クロマトグラフ用シリカゲルを用いて調製した薄層板にスポットする。次に、メタノール・アンモニア水混液(1:2)を展開溶媒として約8～10cm展開した後、薄層板を風乾する。これにニンヒドリン試液を噴霧した後、100～105°で約10分間加熱するとき、試料液から得た主なスポット及び標準液から得たスポットは紫色を呈し、それらのRf値は等しい。

乾燥減量 10.0%以下(1g, 105°, 3時間)

力価試験

寒天平板 「デストマイシンA」の規定を準用する。

試験菌 「デストマイシンA」の規定を準用する。

常用標準希釈液の調製 「デストマイシンA」の規定を準用する。

試料液の調製 本品の表示力価に従い、適量を精密に量り、1mL当たりの濃度が約200μg(力価)となるよう4号緩衝液一定容量

(114)～(160) (略)

を正確に加えて15分間振り混ぜ、ろ過してそのろ液を試料原液とする。  
この原液適量を正確に量り、以下「デストマイシンA」の規定を準用  
する。

(4) 製造の方法の基準

本品は、「デストマイシンA」に米ぬか油かすを混和し、乾燥し  
て製造すること。

(7) 保存の方法の基準

遮光した密閉容器に保存すること。

(エ) 表示の基準

本品の直接の容器又は直接の被包に、次の文字を記載すること。  
有効期間 製造の翌月から2年

(115)～(161) (略)

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文  
 ○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和五十一年七月二十四日農林省令第三十六号）（傍線の部分は改正部分）

改正後			改正前		
<p>第一章 総則（略）</p> <p>第二章 特定飼料等の検定（略）</p> <p>第三章 特定飼料等製造業者の登録等（特定飼料等の種類）</p> <p>第十二条 法第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一〜十（略）</p> <p>十一〜十九（略）</p> <p>（特定飼料等製造業者の登録の申請等）</p> <p>第十三〜三十条（略）</p> <p>第四〜八章（略）</p> <p>第九章 雑則</p> <p>別表第一（第十四条関係）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>第一章 総則（略）</p> <p>第二章 特定飼料等の検定（略）</p> <p>第三章 特定飼料等製造業者の登録等（特定飼料等の種類）</p> <p>第十二条 法第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一〜十（略）</p> <p>十一 デストマイシンA</p> <p>十二〜二十（略）</p> <p>（特定飼料等製造業者の登録の申請等）</p> <p>第十三〜三十条（略）</p> <p>第四〜八章（略）</p> <p>第九章 雑則</p> <p>別表第一（第十四条関係）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>特定飼料等の種類</p> <p>（略）</p> <p>亜鉛バシトラシン、アピ ラマイシン、アルキルト リメチルアンモニウムカ ルシウムオキシテトラサ イクリン、エフロトマイ シン、エンラマイシン、 クロルテトラサイクリ ン、サリノマイシンナト</p>	<p>特定飼料等製造設備</p> <p>（略）</p>	<p>技術上の基準</p> <p>（略）</p>	<p>特定飼料等の種類</p> <p>（略）</p> <p>亜鉛バシトラシン、アピ ラマイシン、アルキルト リメチルアンモニウムカ ルシウムオキシテトラサ イクリン、エフロトマイ シン、エンラマイシン、 クロルテトラサイクリ ン、サリノマイシンナト</p>	<p>特定飼料等製造設備</p> <p>（略）</p>	<p>技術上の基準</p> <p>（略）</p>

別表第二(第十五条関係)

リウム、セデカマイシン、 センデユラマイシンナト リウム、ナラシン、ノシ ヘプタイド、バージニア マイシン、ピコザマイシ ン、フラボフォスフオリ ポール、モネンシンナト リウム、ラサロシドナト リウム、硫酸コリスチン、 リン酸タイロシン		
亜鉛バシトラシン、アピ ラマイシン、アルキルト リメチルアンモニウムカ ルシウムオキシテトラサ イクリン、エフロトマイ シン、エンラマイシン、 クロルテトラサイクリ ン、サリノマイシンナト リウム、セデカマイシン、 センデユラマイシンナト リウム、ナラシン、ノシ ヘプタイド、バージニア マイシン、ピコザマイシ ン、フラボフォスフオリ ポール、モネンシンナト	(略)	(略)

別表第二(第十五条関係)

リウム、セデカマイシン、 センデユラマイシンナト リウム、デストマイシン A、ナラシン、ノシヘプ タイド、バージニアマイ シン、ピコザマイシン、 フラボフォスフオリポー ル、モネンシンナトリウ ム、ラサロシドナトリウ ム、硫酸コリスチン、リ ン酸タイロシン		
亜鉛バシトラシン、アピ ラマイシン、アルキルト リメチルアンモニウムカ ルシウムオキシテトラサ イクリン、エフロトマイ シン、エンラマイシン、 クロルテトラサイクリ ン、サリノマイシンナト リウム、セデカマイシン、 センデユラマイシンナト リウム、デストマイシン A、ナラシン、ノシヘプ タイド、バージニアマイ シン、ピコザマイシン、 フラボフォスフオリポー	(略)	(略)

リウム、ラサロシドナト  
 リウム、硫酸コリスチン、  
 リン酸タイロシン

別表第三（第十六条関係）

特定飼料等の種類

(略)

製造管理及び品質管  
 理の方法並びに検査  
 に関する組織

(略)

基準

(略)

亜鉛バシトラシン、アビ  
 ラマイシン、アルキルト  
 リメチルアンモニウムカ  
 ルシウムオキシテトラサ  
 イクリン、エフロトマイ  
 シン、エンラマイシン、  
 クロルテトラサイクリ  
 ン、サリノマイシンナト  
 リウム、セデカマイシン、  
 センデユラマイシンナト  
 リウム、ナラシン、ノシ  
 ヘプタイド、バージニア  
 マイシン、ビコザマイシ  
 ン、フラボフォスフォリ  
 ポール、モネンシンナト  
 リウム、ラサロシドナト  
 リウム、硫酸コリスチン、  
 リン酸タイロシン

別表第四（六）(略)

ル、モネンシンナトリウ  
 ム、ラサロシドナトリウ  
 ム、硫酸コリスチン、リ  
 ン酸タイロシン

別表第三（第十六条関係）

特定飼料等の種類

(略)

製造管理及び品質管  
 理の方法並びに検査  
 に関する組織

(略)

基準

(略)

亜鉛バシトラシン、アビ  
 ラマイシン、アルキルト  
 リメチルアンモニウムカ  
 ルシウムオキシテトラサ  
 イクリン、エフロトマイ  
 シン、エンラマイシン、  
 クロルテトラサイクリ  
 ン、サリノマイシンナト  
 リウム、セデカマイシン、  
 センデユラマイシンナト  
 リウム、デストマイシン  
 A、ナラシン、ノシヘ  
 タイド、バージニアマイ  
 シン、ビコザマイシン、  
 フラボフォスフォリポ  
 ール、モネンシンナトリウ  
 ム、ラサロシドナトリウ  
 ム、硫酸コリスチン、リ  
 ン酸タイロシン

別表第四（六）(略)

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件の一部を改正する件新旧対照条文  
 ○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件（昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十号）  
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項の規定に基づき、飼料添加物を次のように定める。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アミラーゼ、アルカリ性プロテアーゼ、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、アンプロリウム・エトパベート、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン、エフロトマイシン、エンテロコッカス フェカリス、エンテロコッカス フエカリス、エンラマイシン、ギ酸カルシウム、キシラナーゼ、キシラナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、クエン酸モランテル、β-グルカナーゼ、グルコン酸ナトリウム、クロストリジウム ブチリカム、クロルテトラサイクリン、サッカリンナトリウム、サリノマイシンナトリウム、酸性プロテアーゼ、セデカマイシン、セルラーゼ、セルラーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、センデュラマイシンナトリウム、着香料（エステル類、エーテル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪酸高級アルデヒド類、脂肪酸高級炭化水素類、テルペン系炭化水素類、フェノールエーテル類、フェノール類、芳香族アルコール類、芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち、一種又は二種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用されるものをいう。）、中性プロテアーゼ、デコキネット、ナイカルバジン、ナラシン、ニギ酸カリウム、ノシヘプタイド、バージニアマイシン、バチルス コアグランス、バチルス サブチルス、バチルス セレウス、バチルス バディウス、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム、ピコザマイシン、ピフィドバクテリウム サイモフィラム、ピフィドバクテリウム シュードロンガム、ファイターゼ、フマル酸、フラボフォオリポール、モノシンナトリウム、ラクターゼ、ラクトバチルス アシドフィルス、ラク</p>	<p>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項の規定に基づき、飼料添加物を次のように定める。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アミラーゼ、アルカリ性プロテアーゼ、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、アンプロリウム・エトパベート、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン、エフロトマイシン、エンテロコッカス フェカリス、エンテロコッカス フエカリス、エンラマイシン、ギ酸カルシウム、キシラナーゼ、キシラナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、クエン酸モランテル、β-グルカナーゼ、グルコン酸ナトリウム、クロストリジウム ブチリカム、クロルテトラサイクリン、サッカリンナトリウム、サリノマイシンナトリウム、酸性プロテアーゼ、セデカマイシン、セルラーゼ、セルラーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、センデュラマイシンナトリウム、着香料（エステル類、エーテル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪酸高級アルデヒド類、脂肪酸高級炭化水素類、テルペン系炭化水素類、フェノールエーテル類、フェノール類、芳香族アルコール類、芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち、一種又は二種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用されるものをいう。）、中性プロテアーゼ、デコキネット、<u>デストマイシンA</u>、ナイカルバジン、ナラシン、ニギ酸カリウム、ノシヘプタイド、<u>バージニアマイシン</u>、バチルス コアグランス、バチルス サブチルス、バチルス セレウス、バチルス バディウス、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム、ピコザマイシン、ピフィドバクテリウム サイモフィラム、ピフィドバクテリウム シュードロンガム、ファイターゼ、フマル酸、フラボフォオリポール、モノシンナトリウム、ラクターゼ、ラクトバチルス ア</p>

トバチルス サリバリウス、ラサロシドナトリウム、リパーゼ、硫酸コリスチン  
及びリン酸タイロシン並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤

四  
〔略〕

シドフィルス、ラクトバチルス サリバリウス、ラサロシドナトリウム、リパー  
ゼ、硫酸コリスチン及びリン酸タイロシン並びにこれらのいずれかを有効成分と  
して含有する製剤

四  
〔略〕